

事 務 連 絡
令和 4 年 9 月 1 6 日

関係社会福祉施設等の長 様

福井県健康福祉部長寿福祉課長

福井県介護・障がい福祉サービスにおける感染防止対策の
継続支援事業助成金（介護分）の交付申請等について

日ごろより、新型コロナウイルスの感染防止対策の徹底にご理解、ご協力賜り感謝申し上げます。

福井県では、令和3年度に引き続き、新型コロナウイルス感染防止対策について、介護報酬の特例的な評価（基本報酬への0.1%の上乗せ措置）の終了を受け、介護サービス事業所に対し、今後も介護サービスを継続して提供するための支援を行います。

各介護サービス事業所等においては、下記のとおり、交付申請いただきますようお願いいたします。

記

1. 事業概要、申請書類等について

以下の県 HP をご確認ください、必要書類等をダウンロードの上、申請してください。

県 HP : <https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kourei/kakudaiboushi.html>

2. 対象施設

県内の全ての介護サービス事業所・施設

3. 対象経費

令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間で、介護サービス事業所等が新型コロナウイルスの感染防止対策を継続的に行うために購入した、下記の衛生用品等の経費

(1) 衛生用品（原則、下記に限定）

マスク、手袋、ガウン、フェイスシールド、ゴーグル、清拭クロス、消毒液、シューズカバー

(2) 感染症対策に要する備品

抗原・PCR検査キット（体外診断用医薬品に限る、研究用は不可）

※行政検査に伴う費用は除く

(3) 感染症対策に要する備品

パーティーション、パルスオキシメーターのみ（これら以外のものについては対象外です）

*消費税および地方消費税については、原則対象経費に含めずに申請願います。なお、対象経費に含めて申請した事業者については、当該助成金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合、速やかに県に報告の上、当該助成金の一部または全額を返還していただくことがございますので、ご注意願います。

4. 助成金額

申請した3(1)から(3)の合計額と各サービスごとに定められた基準単価（別添「基準単価表」参照）と比較して少ない金額（1,000円未満切り捨て）

5. 申請期間

令和4年9月16日（金）～令和4年11月30日（水）

6. 申請方法

申請は全ての事業所・施設をまとめ、法人単位で、申請（1回限り）を行ってください。申請書類を次の宛先に「簡易書留など郵便物の追跡ができる方法」で郵送ください。

（宛先）〒910-8691（住所記載不要）

福井中央郵便局留め

福井県介護・障がい感染防止対策事業事務局 宛て

※令和4年11月30日（水）消印有効

令和4年12月1日（木）以降の消印は無効となります。

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所および氏名を必ず記載してください。

※送料は申請者側でご負担願います。

7. 申請書類

(1) 助成金申請書および実績報告書（総括表）（様式1）

(2) 事業所・施設別申請額一覧（様式2）

(3) 事業所・施設別個票（様式3）

(4) 対象経費の支払いの確認ができる資料

※レシートの写しまたは納品書と領収書の写しなど購入物品、単価、数量が確認できるもの（令和4年11月30日までに支払いが完了したものであること）

8. 留意事項

- (1) 申請については、対象期間中に購入した経費を1回にまとめて申請となります。
- (2) 令和5年3月31日までの感染防止対策に使用する衛生用品等を対象といたしますので、ご購入に際しては令和5年3月31日までの使用を見越した上で行い、令和4年11月30日までに申請くださいますようお願いいたします。
- (2) 証拠書類（納品書、領収書、支払帳簿等）については、必ず法人において、5年間以上保管してください。
- (3) 申請書類を受理した後、その内容を確認の上、11月下旬から12月上旬に助成金の支給額通知書を郵送します。

9. お問い合わせ先

ご不明な点はホームページ掲載の「よくあるお問い合わせ」をご確認の上、以下にお問い合わせください。

福井県介護・障がい感染防止対策事業事務局

(TEL) 070-1773-2718 または

070-1776-9242

(受付時間) 午前9時から午後5時まで(土、日および祝日は除きます)